



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
3月8日  
第289号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
生活保護法による施術担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	1
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	2
建築基準法第7条の3第1項および第6項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定の一部改正(建築課).....	2

### ○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	2
争議行為の通知公告(労働雇用政策課).....	2

## 告 示

### 滋賀県告示第89号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき医療扶助のための施術担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中村和人	KEiROW彦根ステーション	彦根市中央町3-12CGビル1階	令和3.12.15

**滋賀県告示第91号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき法による医療支援給付のための施術担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中 村 和 人	KE i ROW彦根ステーション	彦根市中央町3-12CGビル1階	令和3.12.15

**滋賀県告示第92号**

平成24年滋賀県告示第87号(建築基準法第7条の3第1項および第6項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2項中「平成28年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

**付 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**公 告****大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT高島店 高島市安曇川町青柳1486-1ほか104筆
- 意見の概要 高島市からの意見
  - 騒音規制法(昭和43年法律第98号)や振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく、特定施設の設置や特定建設作業を実施される場合は事前に高島市役所環境政策課に届出をしてください。
  - 工事に伴う騒音、振動、粉じんおよび濁水の発生防止に努めてください。
  - 水質汚濁が生じないよう、排水対策には万全を期してください。
  - 土地の改変等造成には、土壌汚染の恐れがない良質土により施行してください。
  - 高島市環境基本条例(平成17年高島市条例第371号)および高島市未来へ誇れる環境保全条例(平成19年高島市条例第43号)を遵守してください。
  - ごみ集積所について、新たにごみ集積所を設置される場合は事前に高島市役所環境政策課と協議してください。
- 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1  
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
  - 縦覧期間 令和4年3月8日から令和4年4月8日まで

**争議行為の通知公告**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小

路貴子から令和4年2月25日付けで2022年春闘(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和4年3月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和4年3月8日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

